



# あなたの地域の民生委員・児童委員と主任児童委員

5月12日は民生委員・児童委員の日

▶ 地域共生課 042-420-2807

民生委員・児童委員は担当する地域の中で、高齢者、障害のある方、子育てに心配のある方など福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談の内容に応じて、市や関係機関を紹介したり、情報提供を行っています。

民生委員は、民生委員法に基づき設置される民生委員推薦会により選考が行われ、その推薦に基づいて厚生労働大臣から委嘱されています。

□**相談** 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

□**情報提供** 社会福祉制度やサービス

について、その内容や情報を市民に的確に提供します。

□**生活支援** 市民の求める生活支援活動について、支援体制をつくりていきます。

□**調整** 市民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

□**連絡通報** 市民が福祉需要に応じたサービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体などに連絡し、必要な対応を促します。

□**関係機関への意見具申** 活動を通じて見いだした問題点や改善策を取りま

とめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を述べます。

□**社会調査** 必要に応じて担当区域内の住民の福祉需要の調査を行います。

❖**民生委員は児童委員を兼ねています**

民生委員は、児童委員を兼ね、児童福祉の向上のためにも活動しています。地域の子どもの健全育成、子育て支援活動を主任児童委員と連携して行っています。

❖**主任児童委員も活動しています**

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員で

す。児童福祉関係機関や区域を担当する児童委員との連絡・調整を行うとともに、児童委員の活動に対して、援助・協力を行っています。

❖**ご相談の秘密は守られます**

福祉に関する悩み事、心配事がある方は、民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。民生委員・児童委員と主任児童委員は秘密を守る義務が法律によって定められていますので、相談内容は固く守られます。

❖**普及・啓発活動**

5月1日(日)～31日(火)の期間中、はなバスに車内広告を掲示します。

## 民生委員・児童委員担当町丁目別名簿 (4月1日現在)

「民生委員・児童委員担当町丁目別名簿」は、個人情報が含まれているため、削除しております。